

平成25年第16回教育委員会会議録

日時：平成25年11月26日（火）

午後2時開会

場所：教育委員会室

出席委員

委員長	中湖喬
職務代理者	石井雅子
委員	坪井守
教育長	中野和代

出席者

教育次長	中村光一
学校教育・人権教育担当理事	山本成之
教育総務担当参事（兼）	
教育総務課長（兼）香良洲教育事務所長	市川昭子
教育総務課教育財産管理担当副参事	
学校教育課保健・給食担当副参事	
（兼）中央学校給食センター所長	土性智樹
学校教育課保健・給食担当副参事	丸山美由紀

中湖委員長 それでは、本日の議案等、概要説明をお願いします。

教育長 本日の議案等につきまして、概要を説明します。第51号 学校給食に係る事務改革（素案）について御審議をお願いします。詳しい内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

中湖委員長 それでは、本日の議案は、議案第51号の議案1件です。議案第51号につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第51号につきましては、非公開と決定します。

議案第51号 学校給食に係る事務改革（素案）について

議案第51号 非公開で開催

議案第51号 原案可決

中湖委員長 それでは、議案第51号 学校給食に係る事務改革（素案）について、事務局より説明をお願いします。

教育次長

教育次長 前回御協議いただきまして、今回はそれに基づきまして整理させていただきまして、今現在の案として資料を作らせていただきました。中身につきましては、ほぼ前回と同じで、することは変わっておりません。内部的に調整する中で、文言の整理をいたしました。今回特に公会計の部分ですけれども、そもそも今回不正経理があつて、問題があつたのは公会計でなかったからというわけではないということで、今回につきましては、監督が十分でなかったとかそういった事務の部分での問題があつたというのを明確にして、その解決そのものが公会計ではないだろうということで、津地域以外につきましては、学校でやっております、本来の形に戻るだけという認識です。そういったこともあつて、文言をそういったトーンにさせていただきました。中身につきましては、これまでどおり、学校給食協会については業務を中止して、裁判等の対応のために組織は残します、という内容になっています。そして、食材の調達につきましても前回の会議でお示ししましたように、学校と教育委員会の方で食材選定委員会というものをつくってそちらで食材を調達する、それから、支払いにつきましては、学校の学校事

務の共同実施グループで支払いを行っていただくということと、それから、公会計に対する取組につきましては、いろいろ課題もありますので、現時点で課題が解決出来ないという中ですので、しばらくは更に詳細な研究調整を行う期間を確保したいということでこのような形になっています。それから、前回なかったもので、資料の4ページのウ(イ)の「保存食への対応」です。いわゆる食中毒等のために、各校の方でその日に出した給食と同じものと、その材料を保存しています。そのの経理につきましては、これまでは給食協会を通じて、給食協会の補助金を出して、そこから各学校へ配分していたということですが、そもそもそういう衛生面での安全管理というのは教育委員会がしなければならないということで、これは直接教育委員会の仕事として位置付けて予算を確保していくというような形をあげさせていただいています。あと、資料5ページのパンとか米飯につきましては、三重県学校給食会からの調達を見直しまして、競争性のある調達方法、入札等に移行していきたいと考えています。ただ、これを行うことによって、安くなるかということ非常に不安は正直ございますので、そういったことが起こった場合はまた改めて、調達方法を見直す必要があるかなと考えています。あとは、こういった会計事務を適正に行うために、学校徴収金事務取扱規程等をつくって、いわゆる給食と併せてその他の教材であるとか、学校で徴収して実施するような事務の取り扱いをルール化したいというふうに考えております。簡単でございますが、説明は以上です。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが御質問等はございませんか。

教育次長 あと、これからなんですけれども、今回これを御確認いただいて、議会の方へ教育委員会から議長あてに資料提供という形でしたいと思えます。これはまだあくまでも素案という形ですので、最終的には年が変わってから改めて、最終的な方向性を出したいと考えています。その時点で、これから議会が始まりますので、その議会の議論を反映すべきところがあれば反映したいと考えております。それから、協議会の下部組織の検討会でも外部の方の御意見をもう一度聞く場を設けたいと考えておりますので、議会が終った段階ぐらいで、外部の方に御意見を再度お聞きして、そしてそれを反映させた形の内容を年明けに整理したいと考えています。その時には、議会もさることながら、保護者の方へも何らかの形で最終お伝えする機会を設けたいと考えています。

中湖委員長 他に御質問等ありませんか。

坪井委員

坪井委員 やっぱり、もともとの責任がどこにあるかと言ったら、教育委員会にあります。ある程度市長部局側にあるんだったらもう少しものも言えたかもしれないですけども、ちょっと立場として弱いなというふうに感じています。最終的にはこういう事かなと。とりあえず一度どこかへ落ち着かないことには、次の手が打てないのかなと。多分、旧津市の学校なんかは不満とかいろいろあるかもしれないんですけども、この辺りは同じ教育委員会サイドの管理者として理解してもらいたいということで、ある程度仕切って、この形でとりあえず収めていく。そして、ある程度見えてきたら、本来の健全な経営が出来てきたら、公会計ということも将来的にはあるのかもしれないですけど、今、それを言っても、非のある教育委員会としては非常に説得力に欠ける部分があるかなと。ただ、いつまでも落とし所が無いまま行くのが、一番次のジャンプするのに地に足が着いていないなら、難しいかなと。ちょっと現実的な対応が今必要かなという感じがします。不満なところは多少ありますけどね。そんな感じがします。

中湖委員長 推進委員会ですか、検討委員会ですか、そちらの要望も、それから議会の意見等も聞いて、12月、今の年度ではなく、年で一応収まりませんか。このままでいって。公開という形で12月中に。それでもう公会計は今のところ今おっしゃられたように。

教育次長 これはもう素案を取ってということも可能かなとも思うんですが、ただ、議会の方の要望として、議会での意見を反映してほしいというのがございますので、とにかくこの12月議会では、案の形で出さざるを得ないというのが現状です。

中湖委員長 なるほど。

教育次長 ですから、年内にというのは非常に日程的に厳しいです。

中湖委員長 一応委員会が終わるのが11日でしたか。議会の終わるのが。

教育次長 検討会をさせていただいて、更に協議会をさせていただいて、もう一度教育委員会ということですので、ちょっと厳しいです。

中湖委員長 そうですか。議員さんに時々会々と、あれどうなっとなの。やっとなのと、そういう質問をされるので。

教育次長 ちなみにこれを、この後、正副議長に報告させていただきますので。

教育長 今日、行きますので。

中湖委員長 要望があれば、受け入れられる要望は入れてもらって、入れられないこともたくさんあると思いますが。

教育次長 はい。

中湖委員長 他にございませんか。石井委員どうですか。

石井委員 今、給食費の事務処理の方を事務改革をしていく、ということで、もう一回整理させてくださいね。協会がなくなったということで、その代わりに今教育委員会の給食担当の方が全部じゃないですけども、やっているんですね。

学校教育課保健・給食担当副参事 はい。

石井委員 それで学校の方へはどのような負担がいつているんですか。徴収してもらっているんですか。

学校教育課保健・給食担当副参事 今、現状ですか。これからですか。

石井委員 これからです。

学校教育課保健・給食担当副参事 これからの話といたしますと、今、給食協会がやっている事務の中で、支払い関係、要は業者さんに毎月毎月食材費を支払う支払い関係がどうしても地方自治法の関係でどうしても教育委員会の職員が手を出すということは出来ない、学校給食会計になるとそういうのがありますので、この部分だけ各学校が共同実施グループ、数校まとまったグループがあるので、それを効率的に活用したやり方で、学校事務の先生方に基本的に役目を果たしていただいて、そこのところをやっていただくように今、学校事務の先生方にやり方を協議をしていただいています。ですから、そこの部分が学校サイドに負担がかかると思われる部分です。

石井委員 ありがとうございます。

中湖委員長 他に御質問等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第51号 学校給食に係る事務改革（素案）について、原案どおり承認する事としてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第51号 学校給食に係る事務改革（素案）について、原案どおり承認する事とします。